欧州機械規則対応に伴うサーボアンプおよびオプションに関する変更のお知らせ

平素は、三菱電機ACサーボシステムに対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、欧州機械指令（(EU)2006/42/EC）が廃止され、欧州機械規則（(EU)2023/1230）が2027年1月20日に施行されますが、機械規則に対応したサーボアンプおよびオプションの変更についてご連絡いたします。

記

1. 対象機種

・MR-J5シリーズ
・MR-J4シリーズ　MR-D30, MR-J3-D05

2. 変更理由

欧州機械規則（(EU)2023/1230）に対応するため

3. 変更内容

3.1 共通

機械規則対応のため、同梱取扱説明書「ACサーボを安全にお使いいただくために」に、以下の内容が追記されます。
・EU適合宣言書（DoC）へのURL
・製造者のデジタル連絡先（FAグローバルサイトURL）

3.2 MR-D30

欧州機械規則の関連要件を満たすためにログ機能に対応いたしました。(2027年1月以降生産分（A4版以降))
また、以下の内容が同梱取扱説明書に追記されます。
・ソフトウェアバージョンの確認方法
・製品セキュリティについて

3.3 MR-J5W-G, MR-J5D, MR-J5-G-RJ, MR-J5-G-HS

欧州機械規則の関連要件を満たすために安全パラメータおよびファームウェアの最新の変更履歴を確認できる機能に対応いたしました。(2027年1月以降生産分（G0版以降))
また、以下の内容が同梱取扱説明書に追記されます。
・ソフトウェアバージョンの確認方法
・製品セキュリティについて

4. 変更時期

2027年1月生産分より順次変更を実施いたします。

5. 注意事項

「1. 対象機種」に示す機種で機械規則対応前に弊社より出荷された製品は、2027年1月20日以降、欧州地域ならびに英国への上市が禁止されます。2027年1月20日以降、欧州地域ならびに英国への上市を必要とする際には対応品（製造年月：27年1月以降）を採用ください。ただし、修理・保守等を目的とする場合は、上記制限の対象とならない場合があります。最終的な欧州地域ならびに英国への持込みの可否については、お客様にてご確認のうえ、ご判断いただきますようお願いいたします。
※ご不明な点につきましてはお近くの営業窓口までお問い合わせください。

発行日付	2026年11月	件名	欧州機械規則対応に伴うサーボアンプおよびオプションに関する変更のお知らせ	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14　℡(052)721-2111大代表